

議案乙第 1 1 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担率引上げに  
係る意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会  
会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

文教福祉委員会委員長 溝 手 宣 良

提案理由

教職員定数改善のための財源が保障され、地方自治体が計画的に教育行政を進め  
ることができるよう、地方自治法第 9 9 条の規定により、別紙のとおり、国会及び  
政府に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣



## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担率引上げに係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。また中学校においては2026年度から年次的に引き下げる方針となっているが、さらにきめ細かな教育を行うためには、小学校・中学校・高等学校における30人学級等さらなる少人数学級の早期実施が必要である。

2024年8月に全国知事会は「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」における政策要望として、中学校及び高等学校の学級編制の標準の引き下げや教職員定数改善の実施及び必要な財源措置を講じることを国に強く要望しているところである。

また、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、中学校・高等学校までの少人数学級の早期実施とともに加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

子どもたちの豊かな学びのため、厳しい財政状況にあっても全国の多くの自治体が、独自財源により人的措置等を行っているが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数の改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはならない。

よって、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小学校・中学校・高等学校における30人学級等さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働縮減を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用ができるよう、少人数学級実施のための加配を削減しないこと。
- 4 新規採用者数を持続的に確保するとともに、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教

育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月11日

岡山県総社市議会議長 村 木 理 英